

菊池広域連合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び菊池広域連合会計規則（平成18年規則第21号）第24条第1項の規定により告示する。

令和8年4月1日

菊池広域連合長 吉本 孝寿

指定納付受託者の名称、所在地及び歳入の種類

- 1 きくち環境テクノロジー株式会社
熊本県合志市幾久富460番地
歳入の種類 ごみ処分手数料
- 2 タクマ・石坂・日野特定管理業務共同企業体
構成員 有価物回収協業組合 石坂グループ
熊本市東区戸島町2874番地
歳入の種類 ごみ処分手数料、ごみ運搬手数料
- 3 株式会社 五輪
富山県富山市奥田新町12番3号
歳入の種類 火葬場使用料